

## 自治体による市民後見人養成の現状と問題点

—市民後見推進事業を実施した自治体に対する質問紙調査の結果から—

マツシタ ケイコ クロダ ケンジ  
松下 啓子\*1 黒田 研二\*2

**目的** 成年後見制度は判断力の不十分な人々の権利を擁護するための制度として重要な役割を果たしてきている。これまで親族後見人や専門職後見人が後見人を受任してきたが、急激な人口高齢化により認知症高齢者が増え、後見人不足が問題となっている。そこで新たな担い手として注目されているのが市民後見人である。本研究は市民後見人養成の実態を調査することにより、実際に活動している市民後見人の数や活動実態を明らかにし、現状における市民後見人養成が進まない要因を見いだすことを目的とした。

**方法** 2011年度から行われた市民後見推進事業を1回以上実施した全国190カ所の自治体に質問紙調査を行った。配布と回収は郵送または電子メールで行った。期間は2017年1月から3月までである。103カ所の自治体から質問紙を回収し、回収率は54.2%であった。自由記載はKJ法を参考に分析を行った。

**結果** 市民後見推進機関を設置している自治体は74.8%であり、市民後見人の募集については自治体広報紙のほか、地元ラジオなど多様な方法で行われていることがわかった。また、家庭裁判所や専門職団体と半数以上の自治体が連絡を取っており、努力の様子があがえる。しかし、5年間に新たに活動を始めた市民後見人の数を人口10万人あたりに換算し、平均すると1つの自治体当たり3.2人で極めて少ないことが明らかとなった。自由記載を分析した結果、市民後見人の養成過程を6つにグループ化することができた。その中から①資源の不足、②マッチングの難しさ、③心理的なハードルの高さの3つの阻害要因を抽出した。

**結論** 現状の市民後見人養成の仕組みでは市民後見人を増やすことは困難である。人口の少ない過疎地では高齢者が多く、応募者が少ない。市民後見人の定義を再検討し、専門職をリタイアした市民等を含む範囲に広げていくことも必要である。せつかく、後見人養成研修を修了しても責任の重さによる心理的なハードルが高く、登録まで至らない人がかなりある。また、それを乗り越えて登録しても、市長申し立てに限るなどの制約があるために実際の受任に結びついていない。それらを改善するにはチームで活動し支援することにより市民個人の負担を軽減する必要がある。現状では法人後見人と連携して法人後見支援員として活動する方法や日常生活自立支援事業の生活支援員として活動する方法が考えられる。

**キーワード** 市民後見人、市民後見推進事業、法人後見人

### I はじめに

1997年介護保険制度の制定や2000年社会福祉

事業法等の一部を改正する法律が施行されるなど、1990年代後半に始まった社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスが措置から契約に転

\* 1 関西大学大学院人間健康研究科博士課程後期課程 \* 2 関西大学人間健康学部教授

表1 成年後見人と本人との関係別件数

	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
総数 <sup>1)</sup>	29 522	100.0	32 263	100.0	33 343	100.0	34 067	100.0	34 920	100.0	34 721	100.0
親族後見人 <sup>2)</sup>	16 420	55.6	15 661	48.5	14 064	42.2	11 937	35.0	10 426	29.9	9 759	28.1
専門職後見人 <sup>3)</sup>	11 683	39.6	15 037	46.6	17 464	52.4	19 973	58.6	22 095	63.3	22 344	64.4
法人後見人												
社会福祉協議会	340	1.2	402	1.2	560	1.7	697	2.0	821	2.4	907	2.6
社会福祉協議会以外の法人	782	2.6	884	2.7	959	2.9	1 139	3.3	1 185	3.4	1 274	3.7
市民後見人	92	0.3	118	0.4	167	0.5	213	0.6	224	0.6	264	0.8
その他後見人	205	0.7	161	0.5	129	0.4	108	0.3	169	0.5	173	0.5

資料 最高裁判所「成年後見関係事件の概況」を元に筆者作成

注 1) 総数は関係別の件数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に複数の関係別に該当することがあるため総数は認容で終局した事件総数とは一致しない。

2) 親族後見人は親・子・兄弟姉妹・その他（4親等内）の親族の合計数。

3) 専門職後見人は弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士・行政書士・精神保健福祉士の合計数（弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、行政書士法人を含む）

4) 表中の後見人には保佐人、補助人を含む。

換された<sup>1)</sup>。契約により利用者が自分でサービスを選ぶことができるようになったことは前進といえる。しかしここに矛盾が生じる。福祉サービスの利用者は高齢や障害などによる判断力の不十分な人々が多く、そのような人々は自らサービスを選んだり契約することが困難である。判断力の不十分な人々の権利を担保するためには権利擁護の仕組みが不可欠である。そこで、1999年の民法の改正による成年後見制度の導入と日常生活自立支援事業の2つの制度が整備されることとなった。成年後見制度が始まった2000年は成年後見人の90%以上を親族後見人が占め、10%弱を弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職後見人が受任していた<sup>2)</sup>。

しかし、少子高齢化や家族形態の変化により身寄りのない人が増え、2016年においては親族後見人の占める割合は約30%まで低下している（表1）。弁護士、司法書士、社会福祉士の3士業の受任が多いが、専門職の範囲は年々広がり、税理士や行政書士の受任も増えてきている。親族後見人の減少を専門職後見人がカバーしているが専門職後見人の数にも限界がある。そこで新しい成年後見人の担い手として市民後見人が注目されるようになってきている<sup>3)</sup>。2011年に老人福祉法が改正され、市民後見人の養成支援が市町村の努力義務と明記されたことから、多くの自治体が試行錯誤しながら取り組んでいる状況にある。

さて、成年後見制度の利用状況に目を向けて

みると2016年の利用者数は約20万人<sup>4)</sup>にとどまっている。2016年の介護保険の利用者約565万人<sup>5)</sup>と比べても少なく、現状では十分利用されているとは言えない。この状況から成年後見制度の利用を活発化するために2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が定められた。翌2017年には成年後見制度利用促進法を受けて成年後見制度利用促進基本計画<sup>6)</sup>が策定された。この基本計画により、利用が増加することが期待されている。そして、この基本計画の中で地域住民の中から成年後見人候補者を育成し、支援を図ることを目標のひとつとしている。さらに、国は高齢者の急増に対応するため、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築の推進を進めている<sup>7)</sup>。地域包括ケアシステムの構築を推進する上においても権利擁護は必須の課題であり、権利擁護制度のひとつである成年後見制度の担い手を養成することは急務と言える。

本研究は全国の自治体による市民後見人養成の実態を調査することにより、実際に活動している市民後見人の数や活動形態を明らかにし、現状における市民後見人養成が進まない要因を見いだすことを目的とした。

## Ⅱ 研究方法

### (1) 調査方法

2011年度から2014年度までの間に1回以上、厚生労働省の市民後見推進事業を実施した全国190カ所の自治体を対象に質問紙調査を行った。市民後見推進事業は2011年度から2014年度までであるが、市民後見人養成研修が修了するまでに1年以上かかることから調査期間は2011年度から2015年度までの5年間とした。主な調査項目は市民後見推進機関の設置の有無、市民後見人応募の条件、市民後見人が受任する場合の条件（被後見人等の状況）、2011年度から2015年度までの市民後見人養成研修に応募した人数、研修修了者の人数、実際に市民後見人として活動している方の人数、活動形態、関係機関との連携などである。回答は自治体の担当者または事業の委託先の担当者に依頼した。その結果103の自治体から郵送または電子メールにより回答を得た。回収率は54.2%であった。調査時期は2017年1月から2017年3月までであった。

### (2) 分析方法

アンケートに記載された市民後見人養成研修応募者および修了者、登録者、活動者の実数については自治体の人口規模の違いにより単純比較できないため、人口10万人当たりの人数に換算した。その上で度数分布を算出した。市民後見人応募の条件と市民後見人が受任する場合の条件は短文で回答を得ているため、類似の答えをコード化して度数分布を算出した。分析にはSPSS Statistics 23を使用した。自由記載欄に記述された内容についてはKJ法を参考に分析を行った。KJ法は1967年に文化人類学者の川喜田二郎が提唱したデータの統合法、発想法である<sup>8)9)</sup>。今回はA型図解化を行い、市民後見人養成の阻害要因を抽出した。

### (3) 倫理的配慮

自治体の担当者に対して文書で本研究の趣旨と目的を説明した。賛同していただける自治体

のみ回答を返送してもらうようにした。回答に自治体名と担当者名は記載されていたが、結果において自治体名や個人が特定できないように配慮した。本研究は個人を対象としたものではなく、自治体の回答または自治体の委託先法人の回答を対象としている。そのため、倫理審査委員会の承認は必要としない。その他の点については日本社会福祉学会の倫理指針を遵守した。

## Ⅲ 結果

### (1) 集計結果

#### 1) 市民後見推進機関について

市民後見推進機関を設置している自治体は77カ所（74.8%）であった。設置している自治体の大半は他へ委託していた。委託先については市区町社協が54カ所、都道府県社協が8カ所、NPOや一般社団法人が5カ所、NPOと市区町社協に共同委託が1カ所であった。委託のほか自治体が直接出資して新たな機関を設置が1カ所、市区町社協が独自に後見センター等を設置が7カ所、その他が1カ所であった。

#### 2) 募集方法について

市民後見人の募集方法は（複数回答）、自治体の広報誌が79.6%、チラシ、パンフレットが55.3%、自治体のホームページや委託先社会福祉協議会等のホームページが43.7%となっている。少数だが、その他に地元ラジオで放送したり、地方紙に記事として掲載してもらう等の工夫をして広く募集している自治体もみられた。市民後見人養成研修の応募条件としては年齢、居住地、全課程受講することなどを条件としている。また、市民後見人が受任するケースの条件は被後見人が高額の資産を持たないこと、紛争性がないこと、自傷他傷のおそれがないこと、市長申し立てのケースなどが挙げられていた。

#### 3) 活動形態について

市民後見人の活動形態についてみると（複数回答）、支援組織が後見監督人を受任したうえで市民後見人が単独で後見人を受任し、活動する「後見監督人受任型」が13カ所（12.6%）、支援組織が後見監督人を受任せず市民後見人が

単独で後見人を受任し、活動する「市民後見人受任型」は21カ所（20.4%）、支援組織である法人が受任し法人後見人の支援員として活動する「法人後見人受任型」は15カ所（14.6%）、いずれの実績もなしは52カ所（50.5%）、その他（市民後見人と専門職後見人の複数受任など）は5カ所（4.9%）であった。実際の活動状況をみると市民後見人を法人後見人と並列する概念と捉えるのは適切ではなく、成年後見人は個人後見人と法人後見人の2つに分けられ、それぞれの中に市民と専門職が存在していることがわかった（図1）。

4) 市民後見人養成研修の応募状況および活動状況

2011年度から2015年度までの市民後見人養成研修の応募者数、研修修了者数、登録者数を人口10万人当りに換算し、階層別に自治体数（度数）の分布を調べた（表2～表4）。また、2011年度から2015年度までに実際に市民後見人

または法人後見人の支援員として活動した人の数（活動者数）別の度数分布を示した（表5）。これらの分析により実際に活動している市民後見人の数は少なく限定的であることがわかった。5年間の市民後見人の数を人口10万人当りに換算し、すべて合計すると338.7人である。それを自治体数103で除して平均するとひとつの自治体当たりわずか3.2人である。今回、調査を行った自治体は市民後見人養成事業を実施して積極的に取り組んでいるにもかかわらず、50.5%が市民後見人の受任実績なしと回答している。実際に活動している市民後見人は限定的で極めて少ないことがわかる。

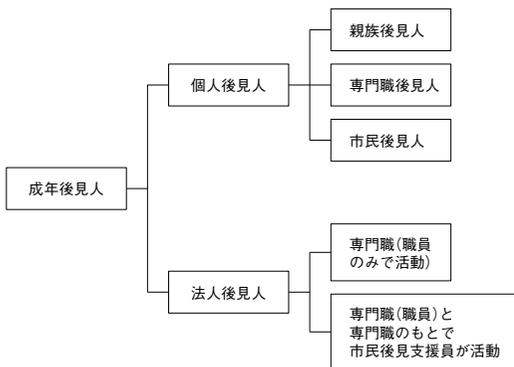
5) 報酬について

市民後見人の報酬については①無報酬、②活動時間に応じて支援機関の法人職員の時間給程度を受け取る、③報酬審判の申し立てを容認する、の3つのパターンがみられた。③については個人で受任している市民後見人に限られる。市民後見人の報酬についてなんらかの形で受け取っていると回答した自治体は30カ所であった。

6) 関連機関との連携について

高齢担当課と障害担当課が定期的に連絡しているところは18カ所（17.5%）、不定期で会議や連絡を取っているところは51カ所（49.5%）、連携を取っていないところは18カ所（17.5%）であった。自治体または委託先が家庭裁判所と定期的に連絡しているところは15カ所（14.6%）、不定期で会議や連絡を取っているところは46カ所（44.7%）、連携を取っていないところは31カ所（30.1%）であった。専門職団体と定期的に連絡しているところは34カ所（33.0%）、不

図1 成年後見人の活動形態



注 いずれの活動形態でも複数後見も可能である。  
(図中の後見人には保佐人、補助人を含む)

表2 応募者別の自治体数分布, 2011～2016年度

人口10万人当たり	度数	%
合計	103	100.0
有効回答	96	93.2
0人	5	4.9
1～100人	72	69.9
101～200	13	12.6
201人以上	6	5.8
無回答	7	6.8

表3 修了者別の自治体数分布, 2011～2016年度

人口10万人当たり	度数	%
合計	103	100.0
有効回答	100	97.1
0人	5	4.9
1～100人	78	75.7
101～200	13	12.6
201人以上	4	3.9
無回答	3	2.9

表4 登録者別の自治体数分布, 2011～2015年度

人口10万人当たり	度数	%
合計	103	100.0
有効回答	101	98.1
0人	28	27.2
1～50人	65	63.1
51～100	6	5.8
101人以上	2	1.9
無回答	2	1.9

表5 活動者別の自治体数分布, 2011～2015年度

人口10万人当たり	度数	%
合計	103	100.0
有効回答	98	95.1
0人	52	50.5
1～10人	35	34.0
11～20	6	5.8
21人以上	5	4.9
無回答	5	4.9

定期で会議や連絡を取っているところは33カ所(32.0%)、連携を取っていないところは30カ所(29.1%)であった。

(2) 自由記載欄について

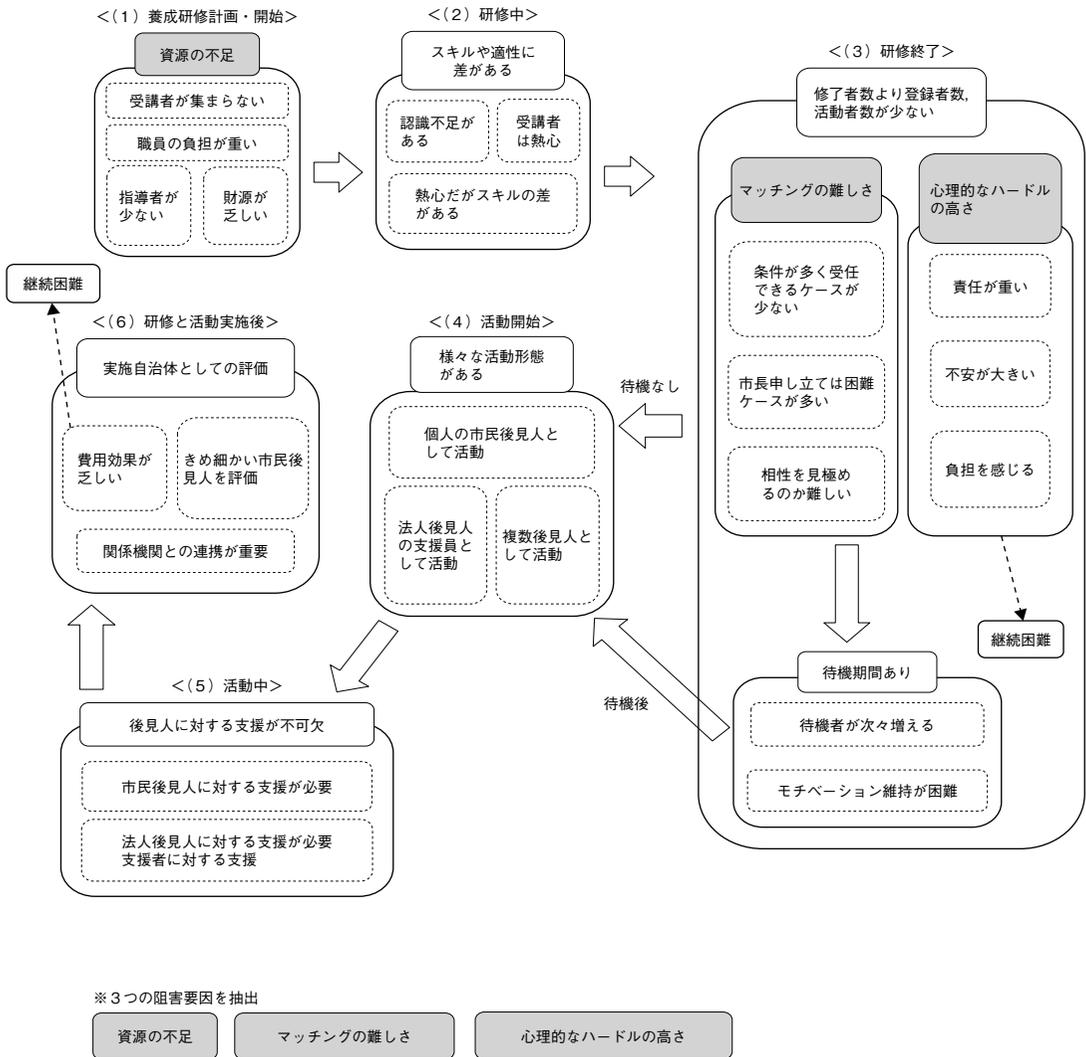
有効回答103のうち自由記載欄に記載のあった回答は33であった。記載内容が複数の項目にわたるものは項目をひとつずつに分割し、キーワードまたはキーセンテンスを抽出しカード化した。カードはKJ法を参考にグループ化し、A型図解を作成した。その結果、市民後見人養

成の過程を6つにグループ化することができ、3つの阻害要因(「資源の不足」「マッチングの難しさ」「心理的なハードルの高さ」)を抽出した(図2)。

Ⅳ 考 察

市民後見人の活動が広がらない3つの阻害要因について考察を行う。1つ目は「資源の不足」である。資源には人的な資源と財源の2つが含まれており、どちらも不足している。財源

図2 市民後見人に関する自由記述データA型図解



注 図中の「後見人」には保佐人、補助人を含む。

については市民後見推進事業のほか、権利擁護人材育成事業やその他の補助金に頼っており、自治体固有の財源はわずかとなっている。市民後見人養成過程の最初の時点で受講者が集まらないことや指導者が近隣に居ないことが問題となっている。特に小規模でへき地にある自治体ではそもそも住民全体が高齢化しているので、受講者を集めることが困難となっている。今回の調査でも広域化を実現している地域は存在するが、単に近隣の自治体が集まっても高齢化の問題は解決できない。やや離れていても人口が多い自治体を中核として広域化する必要がある。もうひとつは市民後見人という定義を拡大し、協力者を増やすことが考えられる。

市民後見人の定義に関し、岩間は「市民後見人とは家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである」としている<sup>10)</sup>。日本成年後見法学会は「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」と定義づけている<sup>11)</sup>。それらはいずれも専門職以外の養成研修を受けた一般市民となっている。これらの定義を広げ、専門職として勤務していた人がリタイアした後にボランティアとして参加することや、福祉関係の部署に勤めていた官公庁の職員が退職後に参加することなどが考えられる。

これまでみてきた市民後見人の定義の中では報酬の有無について言及されていない。調査結果によればなんらかの形で市民後見人が報酬を受け取っていると回答した自治体は30カ所となっている。これは市民後見人活動実績のある自治体(49カ所)のうち61.2%に上り、多くは市民後見人が報酬を受け取ることを容認している。今回、報酬金額についての質問項目は設けなかったが、報酬金額の内容について記載があった自治体が20カ所あった。それによると10

カ所が社会福祉協議会職員の時間給程度あるいは時間給1000円程度の水準と回答しており、専門職後見人が受け取っている報酬<sup>12)</sup>よりかなり低い水準となっている。上山は「専門職後見とは異なり、市民後見の場合、報酬付与による動機付けの核心は単なる経済的利益(後見活動に対する経済的対価性)ではなく、裁判所による報酬付与を通じた自らの後見活動に対する社会的承認(評価)の獲得にあるといえるので、報酬額の多寡は、必ずしも決定的なものではない」と述べている<sup>13)</sup>。法人後見で活動する市民後見支援員が法人から報酬を受け取る場合も同様と考えられる。市民後見人が市民相互の互助活動であるとすれば無報酬という考え方も成り立つ。しかし、市民後見人活動に対して報酬を受け取り、社会的承認を獲得できればモチベーション向上につながると考えられる。ただし、互助活動であることを考慮すると少額が望ましく、調査結果は妥当な水準と言える。

2つ目の阻害要因は「マッチングの難しさ」である。自治体や支援機関が市民後見人の受任するケースの条件を限定しているところが多くみられた。特に今回の調査では10.7%の自治体が市長申し立てのケースに限定していた。市民後見人を希望する登録者が少ないうえに受任するケースを限定しているためにマッチングが難しく活動できる市民後見人が少ない原因となっている。市長申し立てのケースは困難事例であることも多く、その場合専門性が必要とされるために市民後見人は受任できない。せっかく心理的なハードルを越えて活動しようとしてもマッチングが難しいために待機している市民後見人候補者が多い。待機期間が長くなると市民後見人候補者のモチベーションを維持するのが難しくなる。

3つ目の阻害要因は「心理的なハードルの高さ」である。市民後見人の活動を妨げる問題のひとつは責任の重さに対する「心理的なハードルの高さ」である。せっかく長期間にわたる研修を修了しても市民後見人候補者としての登録を辞退する人が多い。自由記載欄の分析によると責任の重さや職務に対する不安が理由で辞退

する人が多い。そのため、実際に登録する人数は受講修了者よりかなり少なくなってしまう。実際に活動している市民後見人は少ないものの、人口10万人当たり換算した養成研修の修了者数の5年分を合計し、自治体当たりの平均をみると51人であった。活動している市民後見人の人数（自治体当たり3.2人）の約16倍もの市民が強い関心を持っていることがわかる。これらの市民に一步を踏み出してもらうことが必要である。具体的に市民の「責任の重さに対する心理的なハードルの高さ」を下げる方法を検討していく。専門職後見人も市民後見人も責任の重さは変わらず、身上保護も多岐にわたる。いくら手厚い支援があったとしても、市民後見人が単独で受任した場合は個人で対応しなければならないため、ひとりでは責任が重すぎると感じて心理的なハードルは高くなる。個人で活動するよりもチームで活動する形態のほうが、受け入れやすく協力者を得やすいと考えられる。チームで活動する法人後見人の支援員として活動するほうが心理的なハードルは越えやすい。法人後見人のデメリットとして責任の所在がわかりにくいことや意思決定に時間がかかる場合があるということが挙げられるが、それらを考慮しても市民後見人の心理的な負担を減らすメリットの方が大きいと言えよう。回答した自治体の中には、他に日常生活自立支援事業<sup>14)</sup>の生活支援員として活動している事例もみられた。日常生活自立支援事業は成年後見制度よりも簡便な手続きで判断能力の不十分な人々を支援する制度である。日常生活自立支援事業は判断力が不十分でも契約能力がある人を対象としており、本人が社会福祉協議会と契約することにより利用できる。支援は専門員や生活支援員が担当する。成年後見制度は家庭裁判所から選任された成年後見人等に代理権や取消権が付与されるため、慎重な手続きを要する。日常生活自立支援事業の専門員や生活支援員には取消権はなく、職務の範囲は日常の金銭管理や契約の支援となっている。委任契約により代理権を設定することもあるが、日常生活の支援に必要な範囲に限られる。日常生活自立支援事業の生活支援

員もチームの中で専門員の支援を受けながら活動していくので、最初の一步は踏み出しやすくとみられる。単独受任の市民後見人にこだわらず、養成研修を修了した市民に継続して権利擁護の活動に関わってもらうことが重要である。いくつかの都市部では市民後見人単独受任の実績を持つ市もあり、それを否定するものではない。都市部と人口の少ない地方では条件が異なるため、それぞれの地域に合った活動方法を作り上げていかなければならない。社会福祉士会が2016年に発表した「権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究報告書」<sup>15)</sup>においても市民後見人の単独受任のみをゴールとする必要はないと述べている。積極的に法人後見人の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員として活動することを検討すべきと考えられる。

2011年から裁判所の統計に市民後見人が登場した<sup>16)</sup>。裁判所の統計上の市民後見人は単独受任だけで法人後見人の支援員等で活動する市民後見人は含まれていない。2016年の単独受任の市民後見人は後見人全体の0.8%にすぎない。法人後見人をみると6.3%（社会福祉協議会を含む）で一定の数を占めている。この中に法人後見人の支援員や担当者として活動する市民後見人が含まれている可能性がある。今回の調査でそれを裏づけるように法人後見人の支援員や担当者として活動する市民後見人を確認することができた。

## V ま と め

高齢化がさらに進む社会において公助・共助だけでは地域生活が成り立たないことは明らかであり、地域住民の互助は不可欠である。今、市民後見人に期待されるもの、求められるものはなにか。同じ生活圏に居住し、被後見人をできるだけひそかに見守り、寄り添う支援である。

市民それぞれができることを少しずつ、協力していけるような仕組み作りが必要となる。現状では個人受任の市民後見人を目指すよりも法人後見人の支援員や日常生活自立支援事業の生

活支援員として活動するほうが市民後見人活動の活発化につながると考えられる。

## 謝辞

本研究のアンケートは市民後見推進事業を実施した自治体に送付し、協力をお願いいたしました。多忙な中、回答してくださいました自治体担当者の皆様、委託先の担当者の皆様に御礼申し上げます。

## 文 献

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ。社会福祉基礎構造改革 中間まとめ。(http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/souron/29.pdf) 2018.4.24.
- 2) 裁判所ホームページ。成年後見関係事件の概況。2000年4月～2001年3月。最高裁判所事務総局家庭局。(http://www.courts.go.jp/vcms\_lf/20512001.pdf) 2018.4.24.
- 3) 大貫正男。市民後見人を考える。実践成年後見 2006:18:61-70.
- 4) 裁判所ホームページ。成年後見関係事件の概況。2016年1月～12月。最高裁判所事務総局家庭局。(http://www.courts.go.jp/vcms\_lf/20170324koukengaikyoku\_h28.pdf) 2018.2.26.
- 5) 厚生労働省ホームページ。介護保険事業状況報告。2016年12月分。(http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m16/dl/1612a.pdf) 2018.2.26.
- 6) 厚生労働省ホームページ。成年後見制度利用促進基本計画。(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf) 2018.4.24.
- 7) 厚生労働省ホームページ。地域包括ケアシステムの構築に向けて。(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_kourei\_sha/chiiki-houkatsu/) 2018.4.19.
- 8) 川喜田二郎。発想法。東京:中公新書;1967.
- 9) 川喜田二郎。続発想法。東京:中公新書;1970.
- 10) 岩間伸之。「市民後見人」とは何か—権利擁護と地域福祉の新たな担い手。社会福祉研究 2012:113:12.
- 11) 日本成年後見法学会。市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会。平成18年度報告書。日本成年後見法学会, 2006:11.
- 12) 裁判所ホームページ。成年後見人等の報酬額のみやす。東京家庭裁判所立川支部。2013 (http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\_lf/130131seinenkoukennintounohoshugakunomeyasu.pdf) 2018.2.26.
- 13) 池田恵利子, 小淵由紀夫, 上山泰, 齊藤修一編。市民後見入門。東京:民法研究会, 2011:17.
- 14) 永田祐。日常生活自立支援事業の概要。永田祐, 堀善昭, 松宮良典編著。よくわかる権利擁護と成年後見制度 改定版。京都:ミネルヴァ書房, 2016:138-41.
- 15) 厚生労働省ホームページ。権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究報告書2016年3月。日本社会福祉士会 (http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000136629.pdf) 2018.3.2.
- 16) 裁判所ホームページ。成年後見関係事件の概況。2011年1月～12月。最高裁判所事務総局家庭局。(http://www.courts.go.jp/vcms\_lf/koukengikyoku\_h23.pdf) 2018.4.24.